

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)
地域名 (地域内農業集落名)	笠地区 (笠集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

山間部に位置する都市近郊型農業の盛んな畑作地帯であり、土地利用型作物(そば等)が主になっている。個人農家が多く高齢化が進んでおり、今後の土地利用についての懸念がある。過去に基盤整備事業を行った農地以外の遊休農地かが激しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

認定農業者を中心に集積・集約化を進める。集落営農組織である笠そば処を中心に、農業用ドローンなどのスマート農機の活用、そばの六次産業化にはすでに取り組んでいるため、拡大を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
集落において検討を行い、土地利用型作物を主に担う認定農業者に対して中間管理機構を通じた集積集約を行っていく。野菜等の高収益作物に着手している認定農業者に対して効率的な営農が行えるよう集積・集約を取り組んでいく。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
重点実施地区として将来の経営農地の集約化を目指し、原則として中間管理機構への登録を行う。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸し付けを進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
国の事業を利用し、用水ポンプの更新・貯水池制波シートを更新し管理作業の省力化を図る。それにより更なる農地の集積・集約に取組み、営農の効率化を進め集落としての生産性を高める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
集落全体で、獣害対策設備を設置している。

②有機・減農薬・減肥料
フェアリーベッジを緑肥として活用している。

③スマート農業
笠そば処で農業用ドローンを活用している。

⑧農業用施設
大和高原南部の農業用倉庫を管理・活用している。